

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）長池地区三谷工区）を行うことについて平成22年1月15日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀